

令和2年7月豪雨で被災されたみなさまへ

建設連合国民健康保険組合では、**令和2年11月1日以降も、医療機関を受診した際の窓口負担を免除します。**

1. 対象となる方

- (1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用地域に住所を有する方であって、次の(2)に該当する方です。
※ 災害の発生以後、他市町村へ住所変更した方は所属の支部に相談してください。
※ 災害救助法の適用地域は、裏面でご確認ください。
- (2) 以下のいずれかに該当する方です。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2. 免除を受ける方法

免除該当者であることを保険医療機関等の窓口で申告してください。

3. 免除の範囲

一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額です。
(入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る標準負担額は対象外です。)

4. 免除期間

災害救助法適用日～**令和2年12月31日**までです。

留意事項

- ① 上記1に該当する方が、既に一部負担金等を支払った場合は、還付します。
還付を受けるためには、次の書類を用意して所属の支部へ連絡してください。
 - ㊦ 保険医療機関等が発行した領収証のコピー
 - ① 上記1-(2)に該当することが分かる書類(罹災証明書のコピー等)
- ② 上記2の方法で免除を受けた方には、後日、上記1の要件に該当することを確認します。なお、上記1に該当しない場合は、費用の返還を請求します。
- ③ 住家の一部損壊は、対象外です。

注：保険料の免除期間（令和2年7月～令和2年9月の3か月分）の延長はありません。

連絡先： 所属する支部
又は本部(本部フリーダイヤル 0120-76-1703)